

○計画素案からの主な修正点について

ページ	修正箇所	修正内容
5	4 計画の期間	計画期間を示す図を追加しました。
9	② 障害種別にみる身体障害者手帳所持者の状況	グラフの数値が誤っていたものを修正しました。
12	◆調査の目的	1 行目「障害のある市民を対象として」を削除しました。
20	⑬ 主な介助者の今後の不安	「障害のある子ども」を「障害のある児童」に修正しました。 以下計画（案）の表現を統一しました。
21	◆調査結果	（修正前） それぞれの設問について、主な回答を示しています。 （修正後） それぞれの設問について、主な回答の概要を記載しています。
24	②4番目 障害児支援について	（修正前） 児童発達支援センターから保育園・幼稚園に入園した保護者から園とのトラブル等の話を聞いており、研修体制の強化等をお願いしたい （修正後） 児童発達支援センターから保育園・幼稚園に入園した保護者から園とのトラブル等の話を聞くことがある。センターとの役割の違いは分かるが、（トラブル等とならないよう）研修体制の強化等をお願いしたい
25	3 第4期障害福祉計画における成果目標と実績	第4期計画の目標値と実績を示す項目を新設しました。
31	（3）日中活動系サービス	（修正前） 現行計画における日中活動系サービスについては、前記計画期間中の利用実績を基本に、入所施設から地域生活への移行者数、福祉施設から一般就労への移行者数等を踏まえて見込量を算出しました。また、国・大阪府の基本指針において、福祉施設から一般就労への移行者数や、就労移行支援事業の利用者数等についての目標設定について示されており、この基準も考慮して見込量を設定しています。 （修正後） 第4期計画における日中活動系サービスについては、第3期計画期間中の利用実績を基本に、入所施設から地域生活への移行者数、福祉施設から一般就労への移行者数等を踏まえて見込量

		を算出しました。また、国の基本指針において、福祉施設から一般就労への移行者数や、就労移行支援事業の利用者数等についての目標設定について示されており、この基準も考慮して見込量を設定しています。 ※「国・大阪府の基本指針」等を以下「国の基本指針」に統一
37	(4) 居住系サービス	(修正前) 現行計画における居住系サービスの見込量については、前期計画期間中の利用者数とその増加傾向や、施設入所者の地域移行等を考慮して算出しました。 (修正後) 第4期計画における居住系サービスの見込量については、第3期計画期間中の利用者数とその増加傾向や、施設入所者の地域移行等を考慮して算出しました。
42	(6) 地域支援事業の見込量と実績	2017（平成 29）年度の空白となっていた実績推計量を加筆
45	⑨ 日中一時支援事業	(修正前) 利用者は減少傾向で推移してきましたが、平成 27 年度以降はやや増加に転じています。 (修正後) 利用者は減少傾向で推移してきましたが、2016（平成 28）年度には利用が増加しています。
<u>59</u>	事業所等との連携による社会支援体制の構築	(修正前) 障害者自立支援推進会議の全体会や各部会を通じた連携強化等、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。 (修正後) ※計画(案) 修正漏れ 羽曳野市地域自立支援推進会議（以下「地域自立支援推進会議」という。）の全体会や各部会を通じた連携強化等、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。
<u>59</u>	サービスに関する苦情・相談体制の充実	(修正前) サービスに関する苦情については、事業者・施設が真摯に受け止め、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう指導に努めます。また、事業者・施設で解決できない事例については、羽曳野市地域自立支援推進会議（以下「地域自立支援推進会議」という。）等のネットワークでの検討などを通じて、適切な解決策や支援体制づくりの充実をめざします。 (修正後)

		サービスに関する苦情については、事業者・施設が真摯に受け止め、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう指導に努めます。また、事業者・施設で解決できない事例については、地域自立支援推進会議等のネットワークでの検討などを通じて、適切な解決策や支援体制づくりの充実をめざします。
62	基幹相談支援センターイメージ図	(修正前) 3障害に対応したワンストップ相談窓口 (修正後) 3障害・難病に対応したワンストップ相談窓口 連携機関に「医療機関」を追加
65	<u>(4) スポーツ・文化活動の推進の「現状と課題」の2つめの〇</u>	(修正前) 本市では、市立総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）について、身体障害のある方が無理なく館内に入館できるように施設を整備するとともに、視覚障害のある方用の卓球台等を配備することで、利用者のニーズに応じた対応が可能となるよう管理運営を行っています。 (修正後) ※追加修正分 本市では、市立総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）について、身体障害のある方が無理なく館内に入館できるように施設を整備しています。
72	現状と課題の6つめの〇	(修正前) 現在、特に専門機関である南河内北障害者就業・生活支援センター開催の就業・生活支援運営委員会議、実務担当者会議、障害者雇用フォーラム実行委員会議に参画しており、今後とも関係機関と連携しながら、障害者の雇用の一助となるようネットワークを強化していく必要があります。 (修正後) 現在、特に専門機関である南河内北障害者就業・生活支援センター開催の運営委員会議、ジョブネット会議、障害者雇用フォーラム実行委員会議に参画しており、今後とも関係機関と連携しながら、障害者の雇用の一助となるようネットワークを強化していく必要があります。
83	<u>(4) 安全・安心のまちづくり「現状と課題」の1番目の〇</u>	(修正前) 2014（平成26）年3月に「羽曳野市バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）」を策定し、生活関連経路について安心で安全な利用ができるよう、2023年度をめどに順次整備をすすめています。 (修正後) ※追加修正分

		2009（平成 21）年3月に「羽曳野市バリアフリー基本構想」を策定し、「古市駅周辺地区」を重点地区と定め、2019 年度をめどに順次整備をすすめています。また、2014（平成 26）年3月には「羽曳野市バリアフリー基本構想（恵我ノ荘駅周辺地区）」を策定し、生活関連経路について安心で安全な利用ができるよう、2023 年度をめどに順次整備をすすめています。
83	<u>（４）安全・安心のまちづくり「現状と課題」の５番目の○</u>	（修正前） 都市計画マスタープランでは「高齢者・障害者をはじめとする多様な者が安全で快適な住生活を営めるよう、住宅のバリアフリー化に向けた既存住宅の改修」を掲げていますが、今後も市営住宅に加え、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組んでいく必要があります。 （修正後）※修正追加分 都市計画マスタープランでは「市街地における良好な居住環境の形成を図るため、緑化の推進、防災性の向上方策の検討、バリアフリー化の推進」の推進を掲げていますが、今後も市営住宅に加え、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組んでいく必要があります。
84	施策の方向の４番目の「住宅政策の推進」	（修正前） 住宅全体についての都市計画マスタープランに基づき、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組みます。 （修正後）※追加修正分 住宅全体について、民間住宅も含めた幅広い住宅政策に取り組みます。
91	表「地域生活支援拠点等の整備」	（修正前） 地域生活支援拠点等の面的な整備に向け、市内の支援機能の連携を進めるとともに、不足している機能の整備を推進し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備につなげます （修正後）※計画（案）修正漏れ 市内の支援機能の連携をすすめるとともに、不足している機能の整備を推進し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を面的に整備します。
93	12 行目	（修正前） このことから、本計画期間中の新たな目標設定は行いませんが、児童発達支援センターについて・・・ （修正後） 今後も児童発達支援センターについて・・・

93	21 行目	(修正前) 大阪府においては、府内の重症心身障害児の数が約 2,400 人であることを把握していることから、 (修正後) 大阪府においては、府内の重症心身障害児数約 2,400 人を、
94	表「本計画での目標」	「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」に関する目標を追記
104	表「就労定着支援」	大阪府の見込みに基づいて、見込量を調整（身体障害のある方を各年度 1 人ずつ増、知的障害のある方を各年度 1 人ずつ減）
110 111	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業	(修正前) 共に生きる社会 (修正後) 共生社会
111	③ 相談支援事業	(修正前) 基幹相談支援センターは、総合的な相談や成年後見制度利用支援事業を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。 (修正後) 基幹相談支援センターは、総合的な相談や成年後見制度利用支援事業を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担うとともに、地域生活支援拠点等の面的整備のうえで連携の拠点となります。
112	⑥ 日常生活用具給付等事業	(修正前) 事業の実施にあたっては、低所得者への配慮をはじめ、利用者の負担感やサービスを利用している方の実態を踏まえ、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。 (修正後) 事業の実施にあたっては、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。
113	⑦ 移動支援事業	(修正前) 実施にあたっては、低所得者への配慮をはじめ、利用者の負担感やサービスを利用している方の実態を踏まえたうえで、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。

		(修正後) 実施にあたっては、府内市町村と歩調を合わせて、低所得者への軽減措置を含めた利用者負担額の上限額の設定等を引き続き実施します。
114	(2) 任意事業	(修正前) 第4期計画に引き続き、任意事業として下記の事業を実施します。サービスの質・量ともに低下させず、継続的に事業を推進することを基本として見込量を設定しています。 (修正後) 第4期計画に引き続き、任意事業として下記の事業を実施します。サービスの質・量ともに低下させないこと、障害児タイムケア事業を除き、継続的に事業を推進することを基本として見込量を設定しています。
116	■ 地域生活支援事業 (任意事業)における見込量の確保の方策	(修正前) 地域生活支援事業の任意事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、持続・継続的に事業の推進を図ります。 (修正後) 地域生活支援事業の任意事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、障害児タイムケア事業を除き、持続・継続的に事業の推進を図ります。
117	3 障害児支援	(修正前) 障害児支援サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。制度改正により、2012（平成 24）年度から根拠法が児童福祉法に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されました。また、2018（平成 30）年度から新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスが始まります。 (修正後) 障害児支援サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、障害児相談支援で構成されています。制度改正により、2012（平成 24）年度から根拠法が児童福祉法に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されるとともに、2018（平成 30）年度から新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスが始まります。
120～ 121	(3) 子ども・子育て支援等	国の基本指針及び大阪府の基本的考え方に基づき、子ども・子育て支援等に関する活動指標を追加。

全体		レイアウトの調整、表現の統一等
----	--	-----------------